

財務省告示第百七十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成十五年度における輸入基準数量を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成十五年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	トン
二	・六三トン
三	一五トン
四	五一、三五三トン
五	一、七六トン
六	四七トン

三	二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一九	八	七	二	一ト	ト
四五、四八二トン		四ハトン	九三ハトン	一五、五六四トン	一二四、四二九トン	三九、九三ハトン	六九三、二六トン	一、五四六、	六、五七、六六ハトン	一一六、八八六トン	一一六、八八六トン	一一、二六七トン	一一、二六七トン	四三、九四七トン			

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二
二、二 一トン	四七 トン	一九、 五五 トン	五、 四一 トン	トン	九・ 五一 トン	一三、 五一 四トン	三一 トン